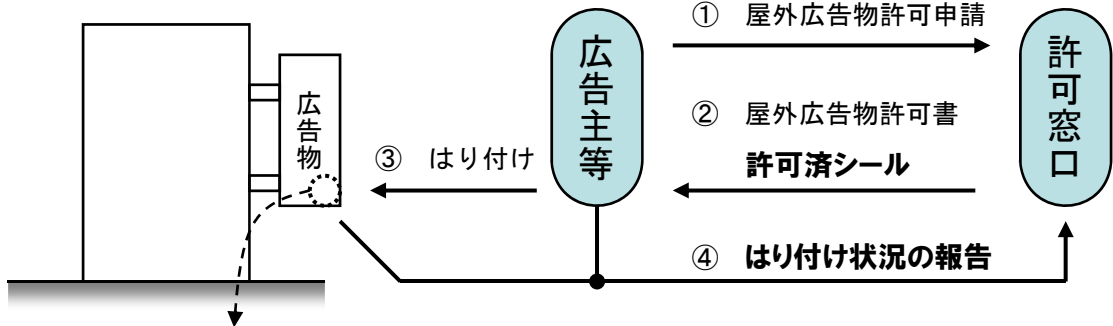


平成21年1月19日より、屋外広告物には、
許可済シール(標識票)のはり付けが必要となります。

<許可済シールの目的>

- 東京都屋外広告物条例は、広告物等の許可を受けた人に対し、許可期間等の表示を義務づけています。
- このたび東京都では、広告主等の表示義務の徹底を図り、違反広告物の表示・掲出を防止するため、許可済シールを導入します。

<手続きの流れ> 屋外広告物の許可を受け、許可済シールをはり付けした後、このはり付け状況を許可窓口に報告して下さい。



屋外広告物許可済

許可権者 東京都知事

許可期間 年 月 日から
年 月 日まで

許可番号 第 号

住所(所在)

氏名(名称) 見本

許可済シール(標識票)の見本

- 許可済シールのはり付け箇所
⇒ 広告物の表示面、建築物の出入口付近、広告物直下やその付近など、許可窓口とご相談して下さい。
- 実施時期
⇒ 平成21年1月19日以後に許可を受けた屋外広告物
- すでに許可済の屋外広告物の取扱い
⇒ 許可済シールをはり付ける必要はありません。

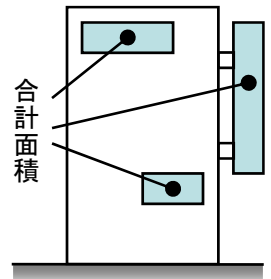
自家用広告物のうち、合計面積が一定規模以下のものは、許可が不要です。

- 自家用広告物とは…

自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物のことです。

- 用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居専用地域等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、 近隣商業、商業、準工業、工業、工業 専用地域等	10㎡以下



<問い合わせ>

- 東京都 都市整備局 市街地建築部 市街地企画課 屋外広告物担当
(電話) 03-5388-3335
- 国分寺市又は多摩建築指導事務所の屋外広告物担当の許可窓口